

個人情報基本規定	発行日	2007年8月1日
	発行部門	保護責任者
	改訂番号	1
	ページ	1/4

# 個人情報基本規定

ISO 15001 : 2006

承認	作成

<b>個人情報基本規定</b>	発行日	2007年8月1日
	発行部門	保護責任者
	改訂番号	1
	ページ	2/4

1. 適用範囲	4
2. 用語の定義	4
3. 要求事項	4
<b>3.1 一般要求事項</b>	4
3.2 個人情報保護方針	4
<b>3.3 計画</b>	4
3.4 実施及び運用	7
<b>3.5 個人情報保護マネジメントシステム文書</b>	15
3.6 苦情及び相談への対応	16
<b>3.7 点検</b>	16
3.8 是正処置及び予防処置	17
3.9 事業者の代表者による見直し	17



<b>個人情報基本規定</b>	発行日	2007年8月1日
	発行部門	保護責任者
	改訂番号	1
	ページ	4/4

## 1. 適用範囲

この規格は、個人情報を事業の用に供している、~~ある~~種類、規模の事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定する。

### 株式会社東邦通信システムズの通信業務に適用する。

事業者は、次の事項を行う場合に、この規格を用いることができる。

- a) 個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、改善する。
- b) この規格と個人情報保護マネジメントシステムとの適合性について自ら確認し、適合していることを自ら表明する。
- c) 外部組織又は本人に、この規格と個人情報保護マネジメントシステムとの適合性について確認を求める。
- d) 外部機関による個人情報保護マネジメントシステムの認証／登録を求める。

**※全従業員(役員、社員)を人的範囲に定める。**

**※事業の用に供している個人情報を適用対象とする**

## 2. 用語及び定義

## 3. 要求事項

### 3.1 一般要求事項

#### 3.2 個人情報保護方針

事業者の代表者は、個人情報保護の理念を明確にした上で、次の事項を含む個人情報保護方針を定めるとともに、これを実行し、かつ、維持しなければならない。

**付表1に、個人情報保護方針を定める。下記a)からf)の項目~~は~~れたものを作成する。**

- a) 事業の内容及び規模を考慮し適切な個人情報の取得、利用及び提供に関すること(特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い(以下、“目的外利用”という。)を行わないこと及びそのための措置を講じることを含む)。
- b) 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること。
- c) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に関すること。
- d) 苦情及び相談への対応に関すること。
- e) 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること。

f) 代表者の氏名

事業者の代表者は、この方針を文書(電子的方式、~~磁気~~式など人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下、同じ。)化し、従業員に周知させるとともに、一般の人が入手可能な措置を講じなければならない。このマニュアルにおいてはISO 9000“品質マネジメントシステム—基本及び用語”を引用規格の一部とする。当社は、引用規格の改正があった場合は、常に改訂版を調査し適用できるようにする。

**①従業員及び一般の人が入手可能な措置を講じる。**

**個人情報保護方針を、当社ホームページに掲載~~し~~従業員及び一般の人が入手可能なにする**